

平成27年第17回教育委員会定例会
(10月29日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年10月29日(木) 午後2時04分から午後3時30分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 寄付物品の受領について

(2) 教育改革担当課

イ 現行の学びのキャンパス台東アクションプランに関する意見について

(3) 生活学習課

ウ 一般社団法人遊心が実施する事業に対する後援について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 区民文教委員会における報告事項について

イ 平成27年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項について

ウ 平成27年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について

エ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

オ 後援名義の使用について

(2) 児童保育課

カ 子育て支援特別委員会における報告事項等について

3 その他

午後2時04分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成27年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課課 ア

○垣内委員長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いいたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ア、寄付物品の受領についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

10月22日付で、宗教法人創価学会より、大正小学校に児童用図書300冊と、それに伴う書架2台を寄付したいというお申し出がございました。総額が税込みで63万1,872円ということでございます。図書の内訳、金額等の内訳はその次のページ以降に一覧で示してございます。金額が50万円を超えますので、教育委員会にお諮りをするものでございます。

この300冊につきましては、紀伊国屋書店の児童書の担当セクションのほうに相手方のご法人のほうでセレクトを依頼して、選定をしたものでございます。学校のほうも100周年に向けての寄贈ということで喜んで受けたいという意向でございます。

なお、教育委員会のご承認がいただければ、贈呈式については、11月26日木曜日10時25分から10時45分、大正小学校で行うという予定になってございます。

寄付に関しましては、宗教法人ということで可能なのかということが一般的には議論になるところでございますけれども、日本国憲法の第20条で、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならないという政教分離の原則がございます。ただ、国の凡例のほうでは、この政教分離を絶対的な分離ではなくて、相対的分離というように申しておりますけれども、例えば宗教的文化財の補助ですとか、宗教系私学への補助、それから宗教団体から地方公共団体が特段の目的を有しない、一般的な寄付を受けることなどは容認をしております。個別に判断をしているところでございます。今回の寄付につきましても、区の法務担当とも相談して、この憲法の規定に適合しているということで、寄

付を受けるご協議を教育委員会にかけるものでございます。

過去の寄付の事例といたしましては、同法人からは、台東区立の図書館、それから区立小学校等にも複数回にわたってご寄付をいただいているところでございます。そのほかの宗教団体からも、区あるいは教育委員会が図書等の寄付は複数回にわたって受けているという実績がございますので、その辺を含みましてよろしくご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 教育改革担当課 イ

○垣内委員長 次に、教育改革担当のイについて、教育改革担当課長、説明をお願いいたします。

○教育改革担当課長 それでは、現行の学びのキャンパス台東アクションプランに関する意見について、説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

項番1、アクションプランの策定の目的でございます。アクションプランは、台東区教育委員会の教育目標や台東区基本構想及び長期総合計画を踏まえて、0歳から15歳までの教育を一体的に推進するために策定しているものです。さまざまな事業展開を通じ、生きる力と確かな学力を身につけた心豊かな子どもを育み、台東区の文化や伝統を尊重した21世紀にふさわしい教育の実現を目的としております。

項番2、アクションプランの期間でございます。学びのまち台東区アクションプランは、行動計画として平成18年度に策定し、21年度、24年度の改定を経て3年間の教育改革にかかる事業を定めております。現行の学びのキャンパス台東アクションプランは、これまでの実績を踏まえつつ、学校教育ビジョンに基づく新しい施策体系のもとで、平成25年度から27年度までの3年間の行動計画を策定したものです。

項番3、今回ご意見をいただきたい内容でございます。本年5月に策定されました教育大綱との関連により充実させる取り組みや今日的な教育課題、例示として、学力向上、いじめ不登校への対応、教育格差への対応、特別な支援を必要とする子どもへの対応、その他全体に関わることなど、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

項番4、今後の予定でございます。平成27年11月には教育委員会政策会議へ改定されるアクションプランの中間報告を行い、12月には区民文教委員会へ中間報告を行います。また、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月には最終案を報告させていた

だく予定でございます。

ご説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 アクションプランは、これまでに2回改定を行ってきておりますが、その改定に際してのこれまでの課題というものは特にありますか。

○教育改革担当課長 今回のこの平成25年度から本年度まで行っているアクションプランについては、学校教育ビジョンが同時期に策定されましたので、学校教育ビジョンを踏まえた内容になってるということ、それとももちろん、先ほど、この資料にもありますけれども、台東区の基本構想や長期総合計画等を踏まえた形ということで精査をして今まで進めているところでございます。

○高森委員 ご意見をいただきたい内容というところで項番の3ですが「教育大綱との関連により重視させて取組」、この件について、教育大綱とこのアクションプランを照らし合わせをした中で課題になっている部分が具体的にあれば、まずそれを教えていただきたいのが一つ。特にもう取り組まれてる部分が随分あると思いますので、そういったものももしあればそれを伺いたい。

それから、今日的な教育改革でも児童・生徒の学力向上についても、随分ここに盛り込まれてはいますが、それ以外にプラスアルファ何かということだと思っておりますが、いじめや不登校の問題も恐らく中に取り組まれていると思います。そういったとこで、ここが足りないというのがもしあれば教えていただきたい。

それから、以前、子どもたちのスマートフォンの利用についてこちらでルールづくりをしたかと思いますが、そのことは入っていないかなと思えました。もし該当するのがあるとなれば105ページの14の(1)というところですか。ノーテレビデーの呼びかけなどが書いてあるこの辺りに入れるような内容なのかなと思うのですが、その辺りはお考えがあるかどうか。その3点についてお伺いしたい。

○教育改革担当課長 まず初めに、教育大綱との関わりという言葉ですが、一つ一つの事業をつぶさに見て、教育大綱は主に5項目掲げられています。ただ、それについてどれかしらは、アンバランスではありますけれども、バランス的には、全部の項目100項目以上あるものについては、教育大綱に位置づけられるのかなと考えております。

また、今回新たに改定されるものも今、事務局の中で精査をしておりますけれども、新規なものもやはり10項目ぐらい、10項目プラスアルファという形で、あとは予算の関係でまだ確実ではもちろんないですが、そのような形で教育大綱とはうまく結びつけてやっていけるかとは考えております。

あとは、学力向上やいじめ・不登校のその辺の関係ですけども、これも主には指導課のほうを中心になりますが、この3年間やってきた事業や取り組みをまた見直す形で、新たなものを新規事業として興す。特に学力向上についてはここ2年間ぐらいの本区の喫緊の課題だというように教育委員会は捉えておりますし、また、いじめもそうなんです、不

登校の出現率ですとか、その数といういうものもやはり何かしらの対応をしなければいけないところもありますので、新たな取り組みをまたやっていくところを考えていかなければならないと、今そういう形で練っているところです。

それから、スマートフォンのルールづくりというのも、これもやはりある意味新規事業になると思いますので、そのような形で位置づけられるよう、先ほど高森委員からおっしゃっていただいた、家庭との連携の重視という、そういう項目になると思いますが、そんなところでも、特に位置づくかはまたもう一回見直しますが、できるかなと考えております。

○高森委員 もしできれば、せっかく教育大綱ができていますので、この項目が教育大綱の何番に該当するようなことが、少し細ごまと入ってきているといいかなと思ったので、その辺りのことについて意見を言わせていただきました。

○教育改革担当課長 承知しました。

○末廣委員 例えば学力向上推進ティーチャーとかありますよね。こういうのが実際の程度効果があったのか、そういう評価についてはやっているのですか。

○教育改革担当課長 現在、改定作業の中で、一つ一つの取り組みについて、各課のほうで点検と評価という形で、どれだけ実施できたのか、あるいはまだ課題が残っているのかというところで、点検と評価は全部の項目についてやっております。

○和田教育長 先ほど高森委員から教育大綱の照合のお話がありましたけども、それについては考えていますか。

○教育改革担当課長 新しいアクションプランの取り組み内容、同じ同程度の100項目以上になりますけれども、それについて今ちょうど大綱との位置づけを全部つなげるよう、関連を、今、係りのほうでやっているところですので、近日中にそういう取り組みの全部の関わりが見えるような資料を作成して、またお示しをしていきたいと思っております。

○和田教育長 大変貴重なご指摘でもあるので、ぜひともそれはやっていただきたいということと同時に、もう一つ、末廣委員からご質問のあった総括ですね、個々の事業の総括については、これは3年に一遍ではなくて毎年やっているのではありませんか。

○教育改革担当課長 各課のほうで、数値目標ではないですが、計画目標がそれぞれの項目に立っていますので、全体としてはその把握はまだできていないんですけれども、この3年のときのまとめのときに一つ一つ点検評価はしているという現状でございます。

○末廣委員 今日的な教育課題で、例えば教育格差への対応については、25年度の時は、実際にはありましたが、今ほど問題にはなっていなかったと思うのですが、これは具体的に相当取り組んでいるのですか。

○教育改革担当課長 この教育格差への対応というところで、やはり今、末廣委員がおっしゃったように、ここ一、二年のところはかなり話題になっているというところがあります。これはある意味、新規事業になっていて、予算も絡むものなので、予算をつけられるように担当課のほうでも努力しておりますして、予算が確実につくということになれば、新

たな取り組み、一つの取り組みとして載せられるようにはなっていくと思います。幾つかの事業を今計画はしているところでございます。

○樋口委員 細かい話になりますが、56ページの国際理解教育の推進というところですが、語学を学ぶ、語学を理解するということはとても重要なのですが、これは国際理解の手段を勉強するわけで、国際理解をするのには異なる文化とか歴史とかものの考え方の理解であって、英語を勉強することではないですよ。

ですから、もう少しこれを利用して、英語を習得した先に何があるかという、我々のこの社会と違う社会で豊かに生きている人達がいるところを、何らかの形で歴史を通じてか、文化かものの価値観か、そういうところに行かないと国際理解にならないと思うので、もう一歩先を目標になされたほうがいいかなと思います。

○和田教育長 まさにこの3年間のプランの先に、直後にオリンピック・パラリンピックがあるわけですね。ですので、このアクションプランの中にはその辺の明確な表示があっ

ていいと思います。そのくくりをしっかりとやるのも一つの方法だと思います。今の樋口委員のお話しもオリンピック・パラリンピックについては非常に豊富な題材があるわけで、単に語学だけの学習に収まらないところがあると思いますので、それは十分留意してやっていただきたいなというように思います。

○末廣委員 また、今日的な教育課題についてですが、いじめとか不登校の類になります。昨日、一昨日ですか、文部科学省から発表されましたね、いじめについて。やはり今の状況が大分変わっているという記事がありました。それは今まで学校が、いじめについて認知すると学校がマイナスの、あるいは先生方がマイナスの評価になってしまう。だから報告が少ないのだと、文部科学省はそのように考えて、認知することはむしろプラス面と考え、いじめがあったことをきちんと報告するということが自体が大事なことだと、そういうことで報告が増えたんですよ。

そのように文部科学省の評価も変わってきていますから、学校の現場の先生もあまり恐れないで、どんどん出していただければと思います。ここに盛れるかどうかわかりませんが、そのように世の中は変わってきている、いじめに対する考え方が。それとともに、やはりいじめのあり方もかわっていると、そのようなことも結構書いてありましたので、そういうものを踏まえて、またプランを考えていただければと思います。

○高森委員 手順の問題ですが、このプランの85ページの辺りには、例えば教育相談ですね。窓口が設置されていますが、これを見ると計画目標では窓口が開いている時間が少ないかなと思います。休日相談は第2土曜日だけ、時間延長は、毎週水曜日にやっているものですね。

○教育改革担当課長 はい。

○高森委員 これだけではなくて、この前も同じような活動をされている方たちの報道を見ましたけれども、例えば長期休暇明けですとか、季節の変わり目、学期の変わり目、こういったところにスポットを当てたような活動を少し入れたらどうなのかなと思います。

特に夏休み明けや、ゴールデンウィーク明けなど、子どもたちが精神的に不安定な時期に当てて、少し活動の幅を広げて、窓口をあけたり、開放してあげたらどうなのかなと思いましたが。

○教育改革担当課長 今、教育相談の話をいただきましたが、ここには載せていませんが、実際には教育相談、いわゆるカウンセラーも結構学校に出ている、待ちの姿勢だけではなく、スクールカウンセラーや学校の職員と連携して行ったり、それからもちろん教育相談ではなくて、同じ階にあるあしたば学級の指導員も学校のほうに出て、いろいろと不登校への一人一人の児童・生徒への対応ということで学校と連携してやっているということもありますので、そのような取り組みが少しでもいいほうに向かうような形で施策に反映できるように、またアクションプランのほうにもそのような取り組みが述べられるようにしていきたいと考えております。

○樋口委員 既に以前の教育委員会で私が申し上げたかと思いますが、教室で教員がいじめを発見するケースは、東京都教育委員会の数字でもわずか15%です。要するに、子どもは先生を頼っている一方で、先生は全く見ていないということが言えます。仲間からの通報でわかるのは55%ということですから、本区においていじめに対応するのであれば、まず教員の観察力を高めることが大事かなと思います。

この間の大阪の教育委員会の報告では、ある中学校の生徒全員がいじめは絶対あると、なくなると言っているのですね。その一方で教員ないしは学校を頼りにするかというと、大体6割強が頼りにできないという。ここに大きなギャップがありまして、この前申し上げましたように、信頼を勝ち得るためには、まず教員が現場でどういうことが起こっているのか、また、生徒間の結びつき、ネットワークについても理解して、誰かが孤立させられていやすいか、強い影響力を持つ生徒は誰なのかなど、把握しておくことが重要だと思います。

とにかく、我々はいじめが起らないように考えなければいけません、この教育相談というのは、いじめが起こってからの話ですから、起こってからの話はこれでいいと思います。

○教育改革担当課長 いじめについては、学校側の認知の問題だというように捉えております。また、教員の資質能力の向上といいますか、アンテナを高く張っているかどうか。岩手県の自殺の事案でも、やはり教員とやり取りしていたノートの中でもSOSは出ていたわけですが、それを十分に把握できなかったということだと思います。あるいは組織で対応できなかったという課題が幾つもありますので、そういうことのないようにしていきたい。また、休み時間の状況ですとか、授業中だけの状況だけでも、そういうようなところも教員がやはりつぶさに学級や学年の児童・生徒を見て、新たなキャッチをできるというような、そのような指導もしてまいりたいと考えております。

○末廣委員 関連の話になりますが、学校での子どものあり方というのは教員が一番よく知っているはずなんだと、そう記事で読んだことがあります。その教員がいじめなどの情

報をキャッチできないというのは、やはり教員の能力に問題があるのではと書いてありました。

あの事件もそうですが、担任だけが問題を抱えているというのが一番まずいですよね。ですから、学校全体の風通しをよくして、担任がそういう状況などがある程度わかった時点でほかの先生や、校長先生にも伝える。それをどう学校で取り組むかというのが大事で、学校全体で取り組まないと、担任一人では絶対無理ですよね。

岩手県で起きたあの事件も、担任だけが関わっていて、どうもほかの先生は関わっていないようなんですよね。担任は、最初のうちはいじめられている子話を聞いていたようですが、だんだん聞かなくなりました。もう手に負えなくなったのでしょうか。ですから、そのようになってしまうのが一番まずいので、台東区でも学校全体で取り組むというこの姿勢が大事だと思いますね。

○指導課長 先ほどから未然防止の部分と、それから起こってしまった場合の対応ということで、今、学校に対して区からもいじめ防止の基本方針を示させていただいておりまして、これに基づいて学校でも基本方針を作成し、組織的に対応する校内組織も今整えているところでございます。先日の岩手県の事件に関しても、そういった委員会がきちんと機能していなかったようなところもあるようでございますので、防止及び早期対応、そこも含めて、この組織で対応していくというところを学校には十分、重点とするように指導課では日ごろから指導してきているところでございます。

○高森委員 踏み込んで申し上げたいのですが、しっかり見るというのは、ある一定の方法があるはずですよ。台東区の小・中学校においては、クラスの子どもたちの関係をどうやって見るかということ、至急、制度化する必要があるかもしれません。その辺がある程度わかればお互い共通化できるし、校長もわかると思いますので、このクラスはこういう状況だってわかる。これを成績だけで見るとというのは僕はどうかと思いますね。

○指導課長 これも先ほどのご説明と繰り返しになりますが、今ご指摘いただいたところもやはり校内委員会がどれだけ機能するか、そこがまた教員がどれだけ足並みをそろえて指導できるかということにもつながってくると考えております。

○高森委員 多分、現場の先生方に白羽の矢が立つことが多いと思うのですが、いじめというのは基本的にはばれないようにやるんですよね。周りにわからないように、特に先生にはわからないようにやるものなので、なかなか先生はそれを敏感に察知することは難しい部分もあります。

それから、いじめられている側も、先生に打ち明けることが逆効果になるおそれを持っているのです。つまり、先生がそのことでいじめている側に何らかの指導をしたときに、自分が告白したから指導されたのだということで、またさらにいじめが悪化するということになる。そういったこともあるので、いじめられている側もなかなか先生に相談しにくい。結局、ベールに包まれたまま発見されないということがよくあると思います。

ですから、先生方がクラスの状態を把握するのにどういうやり方があるかというのを、

多分、台東区だけではなくて、全国的に多くの自治体が試していると思います、各学校単位で。アンケートを行うとか、意見投書箱のようなものを設置するとか、いろいろなやり方があると思いますので、そういったノウハウを少し吸収して、このプランとは直接関係ないかもしれませんが、何か考えなければいけないかなと思っております。

それからもう一つ、やはり家庭のあり方は、非常に重要な部分だと思います。いじめを発見する第一発見者は、もしかしたら親でなければいけないのかなと思います。ですから、家庭での親子の会話がきちんとできるかどうかということ、これから家庭教育の支援の部分に少し入れていかなければいけないのかな。この中に家庭教育の支援がありますから、例えばそういうところでそういったことを少し、取り組みの中に入れてもいいのかなという気はいたしました。

○樋口委員 まさに今、高森委員のおっしゃったとおりですけれども、よく、いじめがありましたといったときに、いつも出るのは、子どもはまず休むようになった、成績不振になりました、教室において意欲がなくなりました、という状況について、そういえばありましたねというのが出てくるのですよ。それはやはり情報の蓄積としてないと、教訓としてないとまずいと思いますね。だから、そういうのはたくさんあるのです。この間の岩手県の話は、教員がわかっていて「大丈夫か？」と言ったら、「大丈夫」と答えたのに自殺されているわけで。

こういうのは、やはり教員が何を考えたかという話になるのですが、教員は子どもに大丈夫かと言って、大丈夫と答えてくれれば、これでいいんだというので済むかという話ですね。

だから、状況の観察力、どうやって見ていくかというのが重要だろうと考えますね。

○教育改革担当課長 先ほど指導課長との話と重なる部分がありますが、台東区では学期に1回以上いじめのアンケート調査を行っております。また、子どもたちのどういうところを見て、何か変化があったときにはやはり声をかけるなり、あるいは話を聞くなり、個別で対面で教師が対応し、時間をとって細かく話を聞く。先ほどの岩手県の話にあった「大丈夫です」ということになるのですが、やはり小学校の高学年ぐらいになると非常に遠慮して本音を話さないようになる。でも教師はもう一步踏み込んで、いろいろな部分を疑っていく、疑うというよりも心配していくという、そういう姿勢が大切だと思います。

台東区の学校は、いろいろな資料を使いながら校内研修ですとか、先ほど組織的な部分でも生活指導部を中心に、あるいはもちろん、事が大きければ管理職を中心にやっているというケース。それがいじめの解消につながったという、そういうケースも今まで実績としてありますので、そういうような、いい事例をうまく各学校に浸透できるように、教育委員会が中心になって、指導課が中心になってということを考えているところでございます。

○垣内委員長 私からも1点申し上げたい点がありまして、一つは高森先生をはじめほかの先生方もおっしゃいましたが、これまでのアクションプランが、うまくいっているところ

る、つまり継続していい部分と、それからもう少しいろいろな改革が必要な部分というのは多分あるのだらうと思いますので、そこをうまくメリハリをつけていただきたいと思います。

あわせて、後ほど学力調査の話はさせていただきたいと思いますが、もう1点は、先ほど樋口委員、それから教育長からもお話がありましたように、この時期だから必要な、オリンピック・パラリンピック対応であるとか、そういった時代的なニーズをうまく取り込んでメリハリをつけていただくというこの二つをお願いしたいかなと思います。

それから、学力向上については、先般、総合学力調査の結果分析をご紹介いただいて、非常に時間もお金もかけて、いいデータがとれていると思います。ただお願いしたいのは、せっきくのデータなので、もう少し踏み込んだ統計分析をしてもらいたい。おそらく、数学の先生方で、そういうのがお得意の先生方もいらっしゃると思いますので。あれだけでは統計的に本当に関係性があるのかどうか分からない報告になっているものですから。せっきくのデータなので、踏み込んで構造分析とか、クラスタリングとかいろいろな分析手法が今ありますので、それをやっていただくと、どこを変えていくとぐっと学力や点数が上がるですとか、何と何が関係しているのかとか、そういったことが見えてくると思います。そういう数字のデータがあると、現場の先生と管理職と両方あわせて、やっぱりそうだなというところから取り組んでいただくと、よりこのエビデンスに基づく検証サイクルにのっとった学力向上のための取り組みになっていくのかなと思います。

全てのものが大事だと思いますが、満遍なくやっていくことだけがうまくいく方法とも限らないので、特に大きな障害があるところは何なのか、伸びしろはどこにあるのか、そういったことがわかりやすい分析をしていただくことを強くお願いしたいと思います。

そうすると、この学力向上については、かなりいろいろな可能性が見えてくると思いますので、そこをまず地道にやっていただきたい。この3年間の一番最初にやっていただくと、次のステップがうまく進んでいくかなと思いますので、メリハリの話と、時代のニーズと、エビデンスの話について、心にとめていただければと思います。

○指導課長 今の段階では、いわゆるA層、B層、C層、D層、四つの層に分けての生活習慣等との関連を見ているというところなのですが、確かにさらに効果的な分析の手法があるのではないかということは、これまでもご指摘をいただいているところですので、今後またさらに効果的に活用できる手法については、その方向等をさぐっていきたいと考えております。

○高森委員 さきほど末廣委員からもお話がありましたように、ここ近年の一番難しい問題は教育格差の問題ではないかと思います。こういった問題については、例えば、ほかの自治体の取り組みに、もし新しいものがあれば、ぜひ参考にできる部分があるかなと思うのですが、難しいですね、これは。

○樋口委員 問題は、最終的な格差というのは、やはり就業のチャンスが大幅に違ってくる。ここが大きな格差だらうと思います。ですから、自分がやりたくてもできないという

ことは、子ども生涯においては大変な重荷になります。

教育格差の最終的なところは、自分が満足して仕事につけるといふところに帰着するのではないかと思います。これは全員、数学で100点をとらせる、国語も100点をとらせるというのは格差是正とは意味が違ふと思います。

ですから、格差是正の目標は何かということになりますが、台東区の中学校を卒業する子どもたちが、自分はこの職業について、それに向かって進学をするし、仕事につくというここに最終的な格差の是正の目標が置かれるべきだと私は考えています。

○指導課長 当然、格差であったり、家庭の環境であったり、さまざまな要因もあるかと思いますが、今、指導課といたしましては、まずはその格差や家庭環境に関わらず、子どもたちに力を身につけさせることができるよう教員の指導力を高めることであるとか。また本区では、特徴的な学力向上推進ティーチャー等の授業もありますので、こういった授業の充実を図っていくことで、まずは子どもたちの学力を高めていきたいと考えております。

○樋口委員 社会力はどうしますか。学力というのは、ただ算数ができるかそういうことです。社会に出て、どうやって役に立っていこうというのが、基本的には学力のまず出発点になるのではないかと思います。今、文部科学省が言われるようにインターンシップを入れて、大学生に社会とは何かということを理解させた上で、自分が目標とする仕事を見つけさせようということ、大学は今それをやっております。

我々のときには、産業教育でありまして、私の仲間も中学を卒業して植木屋さんになって、今は立派な会社をやっている人がいます。ですから、勤労感・就労感というのは、学力ではないのではないかと思います。社会には、こういうおもしろい仕事がある、ということが重要ではないかと思うのです。その辺はちょっと考えてください。全員100点をとったら社会はどうなります。実は、何にも意味がない。韓国がそれをやって失敗していますから。上級学校にみんな行け行けといったムードで、大学進学率は8割です。でも、自分は労働者になりたくないが大卒が言って遊んでいるわけです。大変な失敗が、今、韓国で起こっているわけです。

日本は幸いにしてまだ大学進学は50%ですが、中小企業の方々の金型産業など非常に技術を要するところに有能な人材を今、持っているのです、日本は経済を維持できている状況なのですね。

○末廣委員 今、一般的に教育格差というのは、家庭の経済格差がその後、教育の格差として表れてきている。それが問題だという扱い方が結構多いのではないかと思います。そうすると、教育委員会だけの問題だけではなく大きな問題になってしまいますが。ただ、それを全く無視はできないのかなと思います。

ほかの自治体では、いろいろな補助を行って、格差を埋めようという動きもあるようですが、そういう動きについて担当としてはどのように考えているのか、教えてください。

○学務課長 確かに経済的な部分、そういった部分で就学に支障を来しているお子さんに

については、当然、法に基づく制度としては就学援助という制度はとっております。かつ、それに準ずるようなお子さんについても、一定の基準を超えている方については、準要保護という形で就学援助を行っております。

さらに、先日もご報告をさせていただきましたが、幼稚園・保育園に通っているお子さんについても、生活保護世帯に対しては実費で払っている部分は負担してあげましょうという、教材費や給食費の実費負担分は補助しましょうという制度も開始させていただいております。

やはり、そのような経済的な理由で勉強に取り組めないという状況にはならないように、学務課のサイドとしては、そういった面からしっかり環境について整えていきたい、そう考えています。

○庶務課長 ただいまの学務課長の説明にも関連するのですが、この議会でもやはり経済格差が教育格差を生んでいるのではないかということが、一つの大きなテーマとして取り上げられております。

それで、保護課では生活保護世帯に関して学習支援をやっていくという方向性を出しているのですが、そういう子どもたちに対する学習環境の向上を教育委員会と区長部局が連携をして図っていくというようなこともございます。

それから先ほど、例えば足立区などは経済的にめぐまれていない家庭のお子さんが大変多いということで、学習塾のスキル、ノウハウを活用した学力向上策などを積極的に行っているところがございますので、今、指導課のほうもそういう自治体の事例等を参考にしながら、来年度以降の学力向上施策の一環の中でこういったものを生かしていけるかというところを今検討しているところでございます。

○指導課長 先ほどの就労感・勤労感については、これは前回の定例教育委員会でも後援名義の件でキャリア教育のところで触れさせていただいておりますが、当然その学力の向上とともに、いわゆる発達段階に応じてそのキャリア教育等を充実させていくことも、もちろん重要なことと考えております。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、教育改革担当のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 生涯学習課 ウ

○垣内委員長 次に生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、一般社団法人遊心が実施いたします「うへの遊フェアリー～乳幼児親子一緒に自然遊び～」講座に対する教育委員会の後援名義の使用につきましてご説明をいたします。資料3をご覧ください。

一般社団法人遊心は、これまでも各種の家庭教育支援、自然体験活動を開催し、教育委員会の後援を受けて実施しているものも多くございます。今回の事業は11月3日、14日、21日に上野恩賜公園にて、乳幼児家庭を対象に生活の場である家や園の近くの公園を活用し、自然体験活動を行うものでございます。自然遊びに慣れていない保護者には、自然遊びのポイントを、親子関係にストレスを抱えている保護者には声掛けのポイントなどを伝えることで、家庭教育をサポートすることを内容としております。

区民の家庭教育、生涯学習の浸透に寄与するという観点から、本件後援名義の使用につきましてよろしくご協議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 いろいろな公園で、子どもたちが自然体験をする場を与えているということですが、上野公園では具体的にはどのように自然体験を積みせようと考えているのでしょうか。

○生涯学習課長 例えば、科学博物館の前の野口英世の銅像の辺りにある木々を利用いたしまして、木の皮に触れて感触を楽しんだり、耳を当てて水を吸い上げている音を聞いたりというようなことを一緒に行う、そのようなプログラムでございます。

○高森委員 自然体験といえば生き物との関わりというのもありますよね。いわゆる動物ですね、ハトだとかスズメだとか、そういった生き物を観察したりすることもありますか。

○生涯学習課長 公園の中には、アリのような小さな動物もいますので、いろいろな生き物がここでは暮らしているんだなということの気づきもあるようでございます。

○樋口委員 これは母親への子育ての指導ですね。子供ではなく母親に、子どもを自然に連れ出すような子育てをされたらどうかという話ですので、非常にいい試みだと思います。

○生涯学習課長 まさに保護者の方にそのような視点を持っていただくことで、私どもが行っている事業にも協力していただいている部分があるのですが、それを見ますと最近はお母さんばかりではなくて、お父さんも一緒に両親で参加をして、子どもと一緒にというような家庭が多いようでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイウエオ

○垣内委員長 次に報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに庶務課のアからオについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、最初にア、区民文教委員会における報告事項についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

10月1日に第3回区議会定例会の区民文教委員会が開催されました。教育委員会に関するものとしたしましては、事案が1件、陳情が1件、報告が9件ございました。

まず、議案でございますが、体育施設条例の一部を改正する条例でございます。内容は、来年4月の利用分から使用料等を改定するという内容でございます。

委員からの質問・要望等では、利用者の説明や意見聴取を適切に行ってほしい、利用拡大が図れるのはよいことであるというようなものがございました。審議結果は了承をいただいております。

次に、陳情でございます。教育大綱の適応に当たっては、教育現場の意見や区民の意見を反映する内容とすることについての陳情でございます。これは、第2回定例会からの継続というものでございます。

主な内容は資料のとおりでございます。委員からの質問・要望等では3点目の委員会を設置するということについては、これは適当と思われないので、陳情全体としては趣旨採択としたいというご意見が多数を占めまして、趣旨採択となりました。

次に、報告事項でございます。

恐れ入ります。1ページおめくりをいただきまして、2ページをご覧ください。

(4)の平成28年～31年度の使用台東区立中学校教科図書の採択結果についてでございます。内容は、9教科15種目の教科用図書を8月20日の教育委員会で採択した結果をお示ししたものでございます。委員からの主な質問・要望等では、もっと多くの方が傍聴できるよう配慮をしてほしい、さまざまな見地から大変丁寧に選定されているというご意見がございました。

次に(5)の平成27年度台東区総合学力調査結果についてでございます。これは先ほどのご審議の中でも出てまいりましたけれども、4月に実施した学力調査の区平均を前年度との比較及び全国平均との比較一覧にして示したものでございます。報告書も添付してございます。

委員からの主な質問・要望等でございますけれども、理科離れの傾向が読み取れるので適切に対応してほしいというものがございました。それから、調査結果の報告のみで、その対応策が示されていない、教育委員会としての考え方や方向性も報告してほしい。テストの目標値を設定しないのかというご質問がございました。これに対して指導課長から結果がまとまるのは夏休みに入ってからであり、現在各校が対応プランを作成中であると。

作成はホームページで公表する。一律に目標値を設定するのではなく、各校の実情に応じた対応で学力向上を図っていくという答弁をさせていただきます。また、毎年、各校が対応プランを作成していても、この数年課題解決が図れていないという状況であるならばやる必要はないのではないか、基礎基本や予習復習を徹底的に行うなど、原点に戻る指導を各校に行ってほしいというご意見もございました。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。

項番4のその他になりますけれども、河野委員からのご発言で、蔵前小の改築に関連しまして、仮校舎への通学ということについて、安全面や体力面の配慮として、スクールバスを出してほしいという保護者からの要望があると。それについて、教育委員会としての方針はあるのかというご質問がございました。事務局副参事のほうから、現在、安全確保策の検討を進めており、まとめ次第保護者等へ伝えていきたいというご答弁をさせていただきます。

また、和泉副委員長から、情報がないと保護者に不安が広がる。しっかりとした針を早く示してほしい。水島委員長からは、区民文教委員会としても重要案件であるので、本委員会に報告ができるよう早急に計画を進めるよう要望しておくというご意見がございました。

続きまして、イの平成27年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項等についてご報告させていただきます。資料は5をご覧ください。

歳入につきましては、10月5日に審議が行われました。

恐れ入ります、資料を1ページおめくりをいただきまして、歳出の1ページのところをご覧ください。

歳出が10月8日に教育費の審議が行われております。

まず、秋間委員から、不登校の状況とそれへの対応というようなご質問がございまして、不登校の出現率が小学校0.46%、中学校3.71%である旨。それから不登校児童に対する対応を指導課長のほうからご答弁をしております。

それに関連しまして、青柳委員から、鎌倉市の図書館の事例を引用されまして、子どもにとっていろいろな選択肢があって、必ずしも学校に連れてくることその子にとっての解決になるわけではないというようなご示唆をいただきまして、その子にとって何が一番よいかということをしっかりと考えてほしいという、そういうご意見がございました。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。

中ほどのところにございますけれども、小坂委員からICTにつきまして、ICTについて苦手な教員もいるので、苦手な教員への指導育成はうまくいっているのかということがございまして、教育改革担当課長から、校長推薦である程度得意な方をスーパーティーチャー等の推薦をしていると。そういった方々が各校に戻って苦手な教員にICT担当としてアドバイスする役割をしっかりと担っているというご答弁をさせていただいております。

恐れ入ります、3ページのほうへお移りください。

上段のほうになりますけれども、和泉委員から、学校の研究協力校は立候補制ということだけでも、立候補を待つだけではなく、指導課から積極的な指導をしたほうがいいのではないかというご意見がございました。指定校になりますと、子どもたちへの教育が充実し、教職員の授業力も向上するということがありますので、今後は必要に応じて指導を行い、多くの学校に研究してもらいたい旨を指導課長から答えてございます。

恐れ入ります、同じページの下のほうになりますけれども、青柳委員から教育委員会の情報公開というような趣旨で、区議会は今現在インターネット中継をしておりますけれども、教育委員会もそのようなことは検討しているのかというご質問がございました。庶務課長から、より多くの方に傍聴していただけるよう議会の手法を参考にしながら今後考えていきたいというふうに答弁してございます。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。

一番上のところで、水島委員から、ICT教育は費用がかかるけれども、進めていかなければならない事業だと。この点についてどのように考えているかというご質問がございました。教育改革担当課長から、確かに予算はかかるけれども、児童生徒のためになることなので計画的に進められるよう取り組んでいきたいというご答弁をしております。

下のほうに下がっていきまして、小坂委員のほうから、校務事務の改善についてシステム導入前と比べてどうなのかというご質問がございました。教育改革担当課長から23年4月から校務事務支援ソフトを導入しておりますけれども、その結果、小学校では1日約56分、中学校では1日約70分程度の時間短縮が図れたというご答弁をしております。

同じく小坂委員から、スクールバスの要望ということで、蔵前小学校の改築に関連しては仮校舎への通学でスクールバスの使用を検討してほしいというご意見がございました。

恐れ入ります、6ページにお移りください。

下のほうになりますけれども、河野委員から中学校費のところ、英検・漢検についての教育委員会のスタンスを聞いているところがございます。教育委員会としても、英検を受験するよう促しておりますし、受験料の補助についても、今後ほかの自治体の運用等を見ながら考えていきたいというようなご答弁をしております。

恐れ入ります、8ページのほうをご覧ください。

8ページの一番上に秋間委員から、保育士の確保の状況等のご質問がございました。

また、中段になりますが、それに関連して和泉委員から、単独の施設が単独で保育士等の確保をするということは大変厳しい状況なので、自治体としても待機児童解消のために各園の支援をしてほしいというお話がございました。

8ページの一番下になりますが、社会教育費のところ、鈴木委員から、谷中防災センター併設の中央図書館谷中分室の利用者が減っているというご質問がございました。その原因についてははっきりしないところもあるけれども、23区の傾向では全体的に利用者が減少傾向にあるので、いろいろ今後の検討課題としたいというご答弁を中央図書館長のほうからしてございます。

恐れ入ります、9ページでございます。

中ほどに和泉委員から、あわの山荘の費用対効果に関する質問がございました。これにつきましては、学務課長のほうから鹿沼市と利用方法を話し合っ方策を考えていきたいというご答弁をしております。

恐れ入ります、11ページをご覧ください。

社会体育費になりますけれども、11ページの下のほうになります、小坂委員でございます。台東区のスポーツ推進計画について、オリンピック・パラリンピックも決定したことになるので、このようなことに合わせてこの計画についてどういうふうに対応していくのかという質問がございました。青少年・スポーツ課長のほうからオリンピック・パラリンピックなど社会情勢が変化をしておるので、必要性を考慮して計画について新たなものを策定するか、考慮して検討していくというご答弁をしております。

一番最後、小坂委員から、荒川河川敷の運動公園の整備ありがとうございましたという、そういうお言葉もいただいております。

次にウ、平成27年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問についてご説明をさせていただきます。資料は6でございます。

総括質問につきましては、決算特別委員会の審議の中で各委員の方々がもうちょっと深く掘り下げてお聞きをしたいという中身について総括質問を受けるものでございます。教育委員会につきましては、9人の委員の方から16件のご質問がございました。

恐れ入ります、資料の6ページをご覧ください。

水島委員から、ICT機器を活用した学習活動についてというご質問がございました。ICT機器のより有効な活用をすることが重要というようなご趣旨のご質問でございまして、教育長答弁としては、資料にありますように、学習の「めあて」の設定やいろいろなデジタルデータ等を使った「めあて」の検証等に非常に有効だというご答弁をして、今後もICT機器を活用した教育活動を充実していくという趣旨のご答弁をしております。

それから、ご質問ではICT教育に関するご質問が多うございまして、9ページをご覧ください。

一番下のほうになりますけれども、富永委員からICT教育の更なる推進と活用についてというご質問がございまして、デジタル教科書のさらなる科目追加と、タブレット型端末の児童生徒用への導入に向けての検討というご質問がございました。教育長のご答弁といたしましては、社会と理科のデジタル教科書の導入の成果を踏まえながら、新たな教科への導入についても検討を行っている。また、児童生徒用のタブレット端末についても個々の学力向上が期待できると認識しているところでございますけれども、アクティブラーニングやグループ学習等に具体的に有効活用できる方法について、さらに研究・検証をしてまいりたいという趣旨のご答弁をしております。

それから、最後11ページになりますけれども、これは区長へのご質問でございましたけれども、秋間委員から教育大綱策定の経緯についてのご質問がございました。区長答弁と

いたしましては、服部区長が区議会議員の当時から、平成10年第4回定例会の一般質問で教育の基本コンセプトを隔離するために台東区独自の教育大綱を策定すべきであると質問をしていると。当時から私の教育大綱に寄せる思いが法律上も今回明確になったと。そういう経緯に基づいて総合教育会議において教育委員会と活発な協議を行い、速やかに台東区教育大綱を策定したというふうに区長がご答弁をしております。

恐れ入ります、次に、エ、区長への手紙等にかかる教育委員会の対応についてでございます。資料は7をご覧ください。

児童保育課の取り扱い分2件でございます。9月に出されたものでございます。

1件目が待機児童についてということでございます。待機児童が多いけれども、新しく開園する施設が少ないということでございます。

回答といたしましては、「台東区次世代育成支援計画」を策定して計画的に整備を進めているけれども、保育需要の増加を受けて計画数に加えての整備を行っているというふうに回答をしております。

次に、保育園についてということでございます。これもやはり、待機児童が多い中民間事業者の誘致であれば時間がかからずに開設ができるのですぐに着手してほしいという内容でございます。

回答といたしましては、これまでも民間事業者を活用して保育施設の整備を進めてきているということと、今後「子ども・子育て支援新制度」で新たに創設された小規模保育事業を活用して、小さな物件で開設できる保育施設の整備も進めていくというご回答をしております。

次に、オの後援名義の使用についてでございます。資料は8でございます。

これは、いずれも継続分でございます。庶務課の取り扱い分が1件、「ヒロシマ・ナガサキ被爆70年 原爆と人間展」というものでございます。

それから、生涯学習課の取り扱い分が1件、「新春謡初め」ということで台東区能楽連盟が主催する事業でございます。

以上、大変簡単ではございますが、庶務課のアからオの報告事項5件につきましてよろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて何かご質問はございませんか。

○樋口委員 青柳委員が言われているように、不登校の子どもに鎌倉の図書館員が、「休んでもいいのですよ」という話をして気持ちを楽にしたというニュースがありましたが、まさにこのようなことが、地域が一体となっていく子どもを育てるシステムだと思います。学校としては、子供たちに出席して欲しいですし、学校の立場としては認めにくいだろうと思いますが、あるところがサポートして、少しリラックスできる提案をしてあげるとい

うことについては、二人三脚でやるべきところだろうと思います。一方がよくて一方が悪いという話ではなくて、子どもの状況を見ながら教育を考えていくことが重要だろうと思いますので、これも大きな参考になるかと思います。

○指導課長 今まさに樋口委員ご指摘のとおり、地域と一体になって子どもたちを守っていく体制というのは必要であろうと考えております。さらに言えば、あしたば学級等のシステムもありますので、できればこうした学校に復帰を前提としているようなシステムを活用して、子どもたちを守るということも大事にしていきたいと考えております。

○垣内委員長 よろしいですか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のウについて何かご質問はございませんか。

○樋口委員 これはしっかりと精査をしていただきたいことですが、ICTを使った学習活動のことですが、先進国である韓国の教育現場では、相当混乱が起こっていることが事実としてありまして、子どもの書く力が大幅に落ちると言われております。今、我々の大学でもそうですが、パワーポイントで授業を行うと、彼らが何をするかというと写メを撮るんですね。そのせいか、文章を書けというところほとんど書けない。要するに、情報を撮ったということだけなのです。

ですから、あくまでも補助教材だと思えないといけません。これをメインにしてしまうと、私自身も大変恥ずかしいのですが、昔ほど字を書いていないのです。

ですから全部デジタルにして、教科書はみんなタブレットに入っていますということではなく、あくまでもこれは補助手段であるということ肝に銘じて、基本は、読む・書くのところはぜひ手で、読むはだめですけど、書くのは手ということで展開したほうがよろしいと思います。

○教育改革担当課長 タブレットに入れたから、すべてデジタルでということではないと思います。やはり情報活用能力というのを子どもたちに身につけさせる、この場合にはこういう情報が必要だ、この場合にはこういう調べ学習でこういうのが必要だというような、そのような学習の過程というものも大切にすること、やはり我々教師はきちんと認識して子どもたちに指導していく。

それから、教育は不易と流行ということがずっと言われていますので、ICTがいわゆる流行であれば、やはり今、樋口委員がおっしゃったように、ノート指導ですとか、基礎基本を繰り返し繰り返しやるという、そういった不易の部分も大切にしながら、子どもたちへの教育に当たるということを今後も忘れずに進めていきたいと考えております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 では次に、報告事項、庶務課のエについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは次に、報告事項、庶務課のオについて、何かご質問はございませ

んでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアからオについては、報告どおり了承願います。

(2) 児童保育課 カ

○垣内委員長 次に、児童保育課のカについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、9月18日に開かれました子育て支援特別委員会での審議の概要についてご報告をさせていただきます。

本委員会では、陳情が新たに3件付託されましたので、この3件の質疑、それと報告事項が、教育委員会に関係するものは7件でございます。

まず、陳情についてでございます。1ページをご覧ください。

まず、陳情1点目、既存の区施設内に保育所設立についての陳情というものでございます。内容は、新規の保育所開設に当たり、既存の区有施設、旧小学校、出張所などを活用することを求めるものです。

委員からのご意見等につきましては、これまで区は待機児童解消のため努力をする中で、区有施設や区有地を活用して保育施設等の整備を行ってきたとしております。また、今後こうした活用できるものがあれば活用していくことをご理解いただいております。その部分で陳情者の趣旨については良、区も取り組んでいるということで、趣旨を採択という形になってございます。

2点目でございます。保育所並びに保育所の入園募集時期についての陳情がございました。こちらは、保育所の入園募集時期について現在募集期間の延長、または年間の受け付けを2回や4回に変更するなどの措置を求めることについての陳情でございます。

あわせて報告事項の、来年4月からの入園募集についてをご報告させていただきました。やはり4月1日の応募数が多い中で、どうしても年度途中に入園されたい方については空き状況が少ないということでの陳情でございましたので、委員のほうからは、区においても現在、産休・育休明けの予約事業等をしているということでもございましたので、この内容については不採択と。もう既に区が努力をしてやっているものなので、そのまま進めるということでも不採択という結果になってございます。

3点目でございます。待機児童家庭に対する子育て援助についての陳情で、待機児童対策として区が民間のベビーシッターやホームヘルパーと連携し、待機児童の保護者がこれらを利用した場合の利用料を補助する制度を設けることをも求めるものでございます。

区においてはこれまで保育ママやファミリーサポートなどの保育サービスなどの保育サービスの提供をしており、これらのサービスをさらに推し進めていくべきだということで、多重に補助制度をまずやるということではないということで、この陳情については不採択という結果になってございます。

報告の7件でございます。報告の7件で、2ページ目の(3)保育従事者職員借り上げ支援事

業について、新規事業としてご説明をさせていただきました。

委員のほうからは3ページ目の上段にございますが、宿舎は区内に限られるのかといったご質問がございました。こちらについては、原則は区内であるが概ね30分以内で通勤できるような場所であれば認めていく方針だということをご報告させていただきました。

続いて、(5)認可保育所の開設についてでございます。既に教育委員会でもご報告させていただいた内容ではございますが、来年開設予定のアスク浅草橋一丁目保育園の開設時期について、委員のほうからご意見をいただいております。

こちらについて、開設時期が工事の着工が遅れているという部分では、行政としてしっかり決断をすべきだというご意見と、それと別に認可保育所を開設することは必要なんだが、台東区役所の事業所内保育所も開設してはどうかというご意見をいただきました。これにつきましては、委員会ではございませんが、10月15日から工事のほうは着工に入らせていただいております。概ね7カ月間の工事を現在予定して進めているところでございます。

4ページ目をお開きください。

こどもクラブの開設、来年4月からの委託事業者の選定結果についてご報告をさせていただきました。この6カ所のこどもクラブのうち、4カ所が社会福祉事業団が現在運営をしているところから、委員のほうからご質問がございました。今回の公募に社会福祉事業団が手を挙げないという方針転換をこの子育て支援特別委員会で全く議論をしていないのは疑問であるというご意見をいただきました。

これについて、私のほうから既に社会福祉事業団の役割と方向性については、7月の保健福祉委員会で報告をし、児童館併設以外のこどもクラブについては、運営事業者の応募の時期に合わせて新たな民間事業者の担い手に運営を引き継ぐとしたこの結果であるということをご報告させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、児童保育課のカについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○垣内委員長 その他何かございますか。

○指導課長 それでは、先週区内の小学校に爆破予告の電話が入り、その対応がございましたので、そのご報告をさせていただきます。

10月23日午前11時15分、大正小学校に男から「爆弾を仕掛けた。ぶっ殺すぞ」という強迫電話があり、この電話は副校長が受け取ります。速やかに110番通報を行うとともに、こちらは幼稚園も併設されておりますので、園児・児童は近隣の入谷南公園に避難を行いました。その後、下谷警察が校内については30名体制、近隣の交通整理等も含め、総勢は

100名の方々に対応していただいております。その後、校内の安全点検を行い、異常がないということで、最終的には12時35分に下谷警察署長が悪質ないたずらと判断し、公園に避難していた園児・児童が校舎に戻り、その後、給食後下校という形になりました。

当日は連携の日ということで、午後は大正小学校を会場に近隣の幼稚園・中学校集まる会等もありましたが、午後不測の事態に備えてということで、この連携の日については中止としております。

当日午後3時に指導課から報道機関への情報提供を行いました。これに対しては、テレビ局・新聞社等合わせて10社から問い合わせを受けております。

裏面をご覧ください。

今回の件を受けて、早速26日に指導課から各校へ安全管理の取組みの徹底ということで、このような事務連絡文書を輩出してしております。今回、幸い近隣の公園に大変速やかに全園児・児童が避難できたということ、またそれが大変安全円滑に進められたということは今回のこの事件の大きな教訓となっております。

私からは以上でございます。

○垣内委員長 それでは、ただいまの指導課の報告については了承願います。

以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時30分 閉会